

牧尾ダムの湖面（御岳湖）利用について

■船舶の利用について

- 一般の方々の船舶による湖面利用は禁止されています。

■釣りについて

- ダム堤体から上流550mまで、禁漁区が設定されています（別図参照）。
禁漁区以外で釣りをする場合は、遊漁証（木曾川漁業協同組合）が必要です。

■注意事項

- 第三者に危害を与えた場合は、機構は一切の責任を負うことはできません。
- 当ダム施設に損傷を与えた場合は、賠償を請求させていただきます。
- キャンプ、遊泳、キャンプファイヤー、花火、たき火等及び水質に悪影響を与える可能性がある行為を禁止します。
- ゴミの持ち帰りを徹底願います。
- 安全管理上、管理所職員が声をかけさせていただく場合があります。
- 夜間の利用（日没から日の出まで）を禁止します。

牧尾ダムの湖面（御岳湖）利用について

禁漁区

